

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
大川市	田口地区 (三丸、坂井、鬼古賀、北古賀、上巻、郷原、幡保)	令和3年3月29日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	224.25ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	114.04ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	7.10ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.29ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.05ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	5.00ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積は、郷原1.7ha、兼木1.3ha、坂井0.6ha中心に全体で4.3ha存在している。これに対し、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は5.0haあるが、今後、地区内の中心経営体へ集約化を進めていくためにも、事前に地区の話し合い等を通じて、農地の貸借を有効的に進めていくなどの工夫が必要と思われる。</p>
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>地区内のうち、上巻、幡保、北古賀の一部、郷原の一部集落については、農地が農業振興地域外のエリアに属し、小規模、不整形田が多く存在する状況にあり、中心経営体への集積が困難と思われる。このため、こうしたエリア内の農地については、非農家向けの貸農園等を検討するなど、有効な土地活用について話し合いを継続していく。</p>
<p>上記集落以外の集落エリアにおける水田利用は、中心経営体である認定農業者や営農組織が担っていく方向で対応していくほか、今後も農業従事者の減少や高齢化が進展していくことが予測されるため、規模拡大意向のある地区内の中心経営体に対し、円滑に農地集積が進んでいくための仕組みづくりの検討と認定新規就農者の受入れを促進することで対応していく。</p>

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集営	・・・	水稲	0.49 ha	水稲	0.49 ha	
認農法	・・・	飼料、麦	0.50 ha	飼料、麦	0.50 ha	
認農法	・・・	水稲、麦	0.28 ha	水稲、麦	0.28 ha	
認農法	・・・	水稲、麦、大豆	2.01 ha	水稲、麦、大豆	2.01 ha	
認農法	・・・	水稲、飼料、WCS、麦	35.89 ha	水稲、飼料、WCS、麦	35.89 ha	東田口、西田口、中小路
集営	・・・	飼料、イチゴ	16.86 ha	飼料、イチゴ	16.86 ha	西兼木、東兼木
認農法	・・・	水稲、飼料、WCS、麦	17.97 ha	水稲、飼料、WCS、麦	17.97 ha	鬼古賀、北古賀
認農	・・・	水稲、飼料	1.18 ha	水稲、飼料	1.18 ha	
認農	・・・	水稲、イチゴ	0.58 ha	水稲、イチゴ	0.58 ha	西田口
認農	・・・	水稲、麦、飼料	2.97 ha	水稲、麦、飼料	2.97 ha	東兼木
認農	・・・	水稲、飼料	4.77 ha	水稲、飼料	9.77 ha	小坂井
認農	・・・	水稲、イチゴ、WCS	1.33 ha	水稲、イチゴ、WCS	1.33 ha	北古賀
認農	・・・	水稲、飼料、イチゴ	2.40 ha	水稲、飼料、イチゴ	2.40 ha	南郷原
認農	・・・	水稲、イチゴ	1.60 ha	水稲、イチゴ	1.60 ha	南郷原
認農	・・・	畜産、水稲	0.33 ha	畜産、水稲	0.33 ha	幡保
認農	・・・	水稲、麦	0.77 ha	水稲、麦	0.77 ha	
認農	・・・	イチゴ	0.73 ha	イチゴ	0.73 ha	東田口
認農	・・・	イチゴ	0.41 ha	イチゴ	0.41 ha	東田口
認農	・・・	イチゴ	0.57 ha	イチゴ	0.57 ha	東田口
認農	・・・	イチゴ	0.52 ha	イチゴ	0.52 ha	東田口
認農	・・・	イチゴ、アスパラ	1.63 ha	イチゴ、アスパラ	1.63 ha	中小路
認農	・・・	イチゴ	1.63 ha	イチゴ	1.63 ha	鬼古賀
認農	・・・	イチゴ	1.07 ha	イチゴ	1.07 ha	鬼古賀
認農	・・・	イチゴ	0.46 ha	イチゴ	0.46 ha	鬼古賀
認農	・・・	イチゴ	0.45 ha	イチゴ	0.45 ha	北古賀
認就	・・・	イチゴ	0.28 ha	イチゴ	0.28 ha	中小路
計	26経営体		97.68 ha		102.68 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。